

第6次国有林野施業実施計画書
第3次変更計画
(変更部分のみ)

(富士森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

関東森林管理局

富士森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する
- 3 「社会貢献の森」の1か所について、公募を行い実施主体が決定し名称が確定したこと、「ふれあいの森」の2か所について、協定を解消したことに伴い、「9-(2) フィールドの提供」を変更する。
- 4 上記1、2の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地 (林小班)	面積 (ha)
42 ほ	376.20
43 ろ2、に	
115 へ	
116 は1、は2	
170 り5、わ1、わ2、よ、お1～く	
194 ら2	
198 ろ1、に	
199 れ	
200 は、に、ち～ぬ、ね5、む	
256 に	
257 に2	
260 い1～ろ、に、ほ	
265 に	
266 い2、へ2、と2	
267 ろ1～ろ3、ほ1～ほ4、ぬ	
300 い	
412 い2	
418 い1～い3、へ	
423 い1～い3	
442 い1～は	
506 ろ1	
518 と	
524 は	
532 る	
539 ろ2	
545 ろ、は	
546 い、に3～ほ	
549 り	
553 い1、い4～は	
554 い～に	
555 い、ろ、と	
556 い	
558 に～へ	
560 い1、い3、ろ、は2	
561 い	
562 い～ろ2	
564 は1～に	

所在地 (林小班)	面積 (ha)
565 い	
566 は1、は3	
569 い	
578 ほ	
579 い	
581 ろ、は	
582 い、り	

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

名称	対象地 (林小班)	面積 (ha)	協定の概要
富士山西麓 地域森林共同 施業団地	民	1,271	民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施 設定年月：平成24年2月 協定名：富士山西麓地域森林整備推進協定 協定期間：令和3年4月～令和8年3月 協定相手方：富士宮市 上井出財産区 日本製紙株式会社 静岡県富士農林事務所
	国	3,330	
	6～8 全		
	10～15 全		
	17～22 全		
	24～30 全		
	32 全		
	33 全		
	35～39 全		
	41～43 全		
	45 全		
	63～67 全		
	92～95 全		
	97～99 全		
	101～103全		
	105～107全		
	109～111全		
	112全		
	113全		
	115全		
	116全		
	246～267全		
	284～300全		

名 称	対象地 (林小班)		面 積 (ha)	協定の概要
小山町森林 共同施業団地	民		200	民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施 設 定 年 月：平成28年3月 協 定 名：小山町森林整備推進協定 協 定 期 間：令和3年4月～令和8年3月 協定相手方：小山町 静岡県東部農林事務所
	国	505～514全 518全 519全 520内 523全 524内 525内 526内 527内 528全 529内 530内 531内 532内 533内 534内 535内 536～539全 540内 541～551全 553～556全 558～560全	1,310	
合 計	民		1,471	2か所
	国		4,640	

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域
該当なし。

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等
(本文省略)

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備 考
161ろ3、ほ 166ろ2	ふれあいの森 （富士山クラブ西臼塚 ふれあいの森）	設 定：平成12年9月 実施主体：特定非営利活動法人 富士山クラブ 面 積：1.77 ha
156ら2 157ほ 162た、れ 170へ、と1、ち	ふれあいの森 （富士山どングりの 森）	設 定：平成13年4月 実施主体：特定非営利活動法人 ドングリの会東京 面 積：4.35 ha
482い16	社会貢献の森 （東富士湧水涵養の森）	設 定：平成13年4月 実施主体：柿田川・東富士の地下水を守 る連絡会 面 積：4.92 ha
199よ1	社会貢献の森 （ブナ林創造事業）	設 定：平成14年6月 実施主体：富士マウントライオンズクラブ 面 積：0.17 ha
対象地（林小班）	設定の目的	備 考
200た	社会貢献の森 （富士山森の復元活動）	設 定：平成15年6月 実施主体：特定非営利活動法人 山の自然学クラブ 面 積：4.56 ha
546ろ2	社会貢献の森 （ドングリの森）	設 定：平成18年2月 実施主体：特定非営利活動法人 ドングリの会東京 面 積：1.98 ha
200と	社会貢献の森 （富士山の森再生プロジ ェクト）	設 定：平成19年4月 実施主体：特定非営利活動法人 ドングリの会東京 面 積：4.41 ha
161ろ4、れ 166へ、ぬ、る 171い、ち、る、か、 よ、れ1、れ2、や、 ま、け、ふ、こ1、こ 2、え、あ	社会貢献の森 （富士山まなびの森）	設 定：平成28年2月 実施主体：住友林業株式会社 面 積：34.34 ha
171ロ	社会貢献の森 （富士山まなびの森）	設 定：令和5年3月 実施主体：住友林業株式会社 面 積：0.08ha
184ろ 196い4	遊々の森 （富士山麓ブナ林創造事 業）	設 定：平成18年12月 実施主体：富士市 面 積：3.21 ha
161ろ1、ろ2、 162い、へ、と、ち 166ろ1、は、に、ほ、 と、ち、り、わ、か 167い、ろ 171い、ろ2、へ、り、 ぬ、わ、か、よ、た、 そ、つ、ね、ふ、こ2	多様な活動の森 （富士山まなびの森）	設 定：令和4年4月 実施主体：住友林業株式会社 面 積：61.23 ha